

第3回千曲市景観審議会
会 議 録

平成27年6月22日

千曲市景観審議会

第3回千曲市景観審議会 会議録

◎課長

本日は、委員の皆さんには大変お忙しいところ、定刻ご出席をいただき誠にありがとうございます。

ただいまから、第3回千曲市景観審議会を開催いたします。

私は、進行を勤めます都市計画課長の南澤でございます。宜しくお願いいたします。

それでは、はじめに、市長より招集のあいさつを申し上げます。

◎市長

本日は、第3回千曲市景観審議会の開催をお願いいたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

景観審議会は、市の「美しいまちづくり条例」によりますと、景観計画やその他の景観に関する事項についてご審議をいただく機関であり、そして、委員さんの任期は2年間ということで、本年が本審議会の改選期となっております。

これまでの2年間におきましては、ご審議いただく計画や景観法に関わる審議対象案件がございませんでしたので、審議会を開催することがありませんでしたが、委員の皆さんには、千曲市の景観についていろいろな角度やお立場から、見守っていただき、大変ありがとうございました。この場をお借りして、感謝を申し上げます。

さて、本日の日程でございますが、本日もご審議いただく案件はございませんが、2年間に提出された景観法に伴う届出状況や稲荷山地区に指定された重要伝統的建造物群保存地区に関する歴史的なまちづくりの計画等々の説明と報告をさせていただき、2年間の総括としたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、大変無事ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

◎課長

大変申し訳ありませんが、市長は他に公務がございますので、ここで退席させていただきます。

ここで、委員さんの出席状況をご報告申し上げます。

本日の欠席は〇〇委員さん、△△委員さんの□□名であります。ご了承ください。

それでは、事務局の照会をいたします。

- ・建設部長の北島でございます。
- ・都市計画課計画係、係長の洞田です。
- ・同じく計画係の橋本です。

・また、同じく計画系の湯本です。 よろしくお願ひいたします。

さて、今回の景観審議会は、市長の挨拶にもございましたように、審議案件はございませんが、この2年間の総括として、「景観計画区域内行為届出状況の報告」をさせていただくとともに稲荷山地区の「重要伝統的建造物群保存地区」の指定に伴い、歴史的財産を活用したまちづくりの計画、「歴史的風致維持向上計画」の策定に取り掛かっておりますのでその内容の説明や進捗状況報告、そして、その他の景観に関する報告などをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料の確認をお願いします。

- ・「第3回千曲市景観審議会会議次第」
- ・「千曲市景観審議会委員名簿」
- ・「資料1 第3回千曲市景観審議会資料」
- ・「資料2 景観計画区域内行為(変更)届出書一覧表」
- ・「資料3 “歴史まちづくり”のパンフレット」
- ・「資料4 千曲市美しいまちづくり景観条例」

以上ご確認いただけたでしょうか。

それでは、日程第3、報告に入ります。

まず、最初に(1)景観計画区域内行為届出状況について、事務局から報告させていただきます。

◎事務局

それでは、報告(1)「景観計画地区内行為届出状況について」、洞田のほうから報告させていただきます。

資料4の「千曲市美しいまちづくり景観条例」では、建築物や工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更、或いは土地の形質の変更などの行為をするときには、景観法に基づき、市長にその行為を届出をすることとなっております。

その届出について、平成25年度から今年度の5月まで、まとめたものが資料1の(1)及び資料2であります。平成25年度は25件、平成26年度は30件、今年度は5月末までに4件となっております、「不動産業者」や「建設業者」の申請者がほとんどでありまして、主なものは「宅地分譲」や「建物の建築」に関わる「土地の形質の変更」や「高さ13mを超える建物」、「延床面積1000㎡を超える建築」による届出でありました。

資料1の裏面をご覧ください。これらの届け出の審査手続きは、このフローの図の手順で行っています。この2年間の届出はすべて「景観形成基準に適合」しており、左側の手順で進めることができたことから、右側の手順にある「千曲市景観審議会による意見」の聴取の機会がございませんでした。

今後も、千曲市景観計画について市民の皆さんや施行して頂く業者さんなどへの周知を

徹底するなど、ご理解をしていただき、素晴らしい千曲市の景観を維持向上できるよう、景観行政を行って参りたいと考えておりますので、宜しくお願いたします。

以上、景観計画区域内行為届出状況の報告でございました。

◎課長

ただいまの報告で何かご質問やご意見がありましたらお願いします。特にございませんでしょうか。

無いようなので、それでは、次に（２）「歴史的風致維持向上計画」について、事務局より報告させていただきます。

◎事務局

それでは、報告（２）、「歴史的風致維持向上計画」について、引き続き、洞田が報告します。資料１の（２）をご覧ください。

市は、昨年、７月８日、稲荷山地区の荒町区から治田町区までの伝統的な建造物を構える大通り沿いを中心とした約１３haについて、後世に残す貴重なまちなみとして、伝統的建築物群保存地区に都市計画決定をいたしました。その後、１２月１０日には、国の重要伝統的建造物群保存地区、通称、重伝建であります。その地区に指定されたこともあり、本格的に稲荷山のまちなみを保存すべく施策に取り掛かっております。その中でも、市では後世に継承すべくまちなみを維持・向上するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、いわゆる「歴史まちづくり法」に基づく「歴史的風致維持向上計画」の策定に臨んでおります。この法制度などにつきましては、資料３の国の事業パンフレットに詳細に書かれていますので、のちほどご覧いただければと存じますが、千曲市で策定しています計画は、重伝建地区である稲荷山地区を中心に武水別神社や松田家、姨捨棚田や更級原風景、そして戸倉上山田温泉や千曲川の風情、そして森將軍塚古墳など、後世に引き継ぐ貴重な財産をそれに関わる伝統ある祭事や行事などの人々の活動と一緒に保存・整備していこうとするもので、現在、国土交通省、文部科学省、農林水産省との三省庁協議を３か月に１回のペースで協議をし、計画策定を進めています。予定では、今年の１０月ごろを目途に計画を策定し、今年度内には国の認定を頂きたいと考えております。

認定後は、この「歴史的風致維持向上計画」に基づき、資料３にありますような事業をとり入れ、後世に残さなくてはならない貴重なまちなみや伝統的建築物、文化財などを維持、そして向上させるよう整備を進めていきたいと考えております。以上でございます。

◎課長

ただいまの報告で何かご質問やご意見がありましたらお願いします。特にございませんでしょうか。

それでは、次に、（３）その他の景観に関する事項について報告させていただきます。

◎事務局

それでは、報告（３）、「その他の景観に関する報告」をさせていただきます。資料１の（３）でございますが、国の重要文化的景観に指定され、千曲市景観計画の景観形成重点地区であります「姨捨の棚田」につきまして、現在、市では「世界農業遺産」として登録できるか検討を行っております。この登録には様々な条件があり、とてもハードルが高いとのことですので、所管の経済部農林課であらゆる角度で検討をすすめています。棚田での営農があるからこそ、この景観が維持できているという観点からこの登録を目指していますので、ご報告いたします。

次に、②の「千曲市緑の基本計画」についてでございますが、「緑」は、自然環境の保全、レクリエーションの場の提供、都市の安全性の確保、良好な景観形成などなど、今や人々の生活にとって必要不可欠であって、多様な役割を有しております。特に近年では環境や景観を重視する価値観が高まり、都市における「緑」の役割は益々重要になってきております。そこで、市では、市で行っている公園や街路樹などの植栽事業のほか、協働による緑のまちづくりの一環として、市民参加型緑化事業、いわゆる市民が主体となって公園や街中の緑化、また花壇、プランターなどへの花いっぱい運動などの事業への支援を平成 24 年より行っています。資料にも記載しましたが、平成 24 年度は 1 件、平成 25、及び 26 年度は、ともに 4 件でありましたが、今年度におきましては、PR もだいぶ周知されてきたことにより、倍の 8 件の申し込みがあり、現在実施中であります。

資料 1 の 2 枚目（別紙）をご覧ください。今までの実績の一例を掲載させていただきましたが、平成 24 年度は、屋代駅前通り商店街協同組合の大勢の皆さんが屋代駅前のロータリーの植樹樹の植栽をしていただきました。この年は、その新聞の切り抜きのとおり、「千曲市緑の基本計画」が国から最優良事例として選ばれています。

次のページ以降には、平成 25 年度の事業と平成 26 年度の事業の一例を掲載させていただきましたのでご覧ください。また、今年度の申請は 8 件あり、事例にも掲載させて頂いた「上山田文化会館周辺の植栽事業」、「あんずホール前の尾米川沿いのプランター植栽事業」、「小学校の緑のカーテン作り事業」の継続事業の 3 件のほか、新規事業が 5 件で、「五加地区にあります「五加の庄花緑コミュニティパーク」の植栽事業」、「稲荷山地区にあります稲荷山公園の草花の植栽と清掃活動事業」、「キティパークの桜の剪定と消毒作業事業」、「稲荷山中町区にあるねむの木公園の花壇の草花植栽事業」、「五加地区の県道の植樹樹の植栽事業」であり、既に着手しております。この「緑の基本計画推進事業」は、現在市が進めております「協働のまちづくり」のひとつのモデル事業でありますので、今以上に PR を充実させていき、この事業が「市の事業」ということでなく、「市民の習慣」となるような事業の発展を図って参る予定でございます。以上、「その他の景観に関する報告」でございました。

◎課長

ただいまの報告で何かご質問やご意見がありましたらお願いします。特にございませんでしょうか。

はい、木村委員。

◎木村委員

この「景観計画」であります、ここにいます全委員の皆さんが策定委員で携わって策定したのですが、策定したのが平成 20 年で完成が平成 21 年です。それからだいぶ年月が経ち、いまでは姨捨棚田は重要文化的景観に選定され、稲荷山地区では重要伝統的建造物群保存地区に指定されています。また先ほどの説明では歴史的風致維持向上計画の策定も行うとのことですので、そろそろ景観計画の見直しも行った方がよいと考えるが、いかがなものでしょうか。

◎事務局

姨捨の重要文化的景観や稲荷山地区の重伝建など情勢がだいぶ変わってきましたので、検討の方向で研究したいと思います。

◎課長

よろしいでしょうか。

◎木村委員

ご検討のほど、よろしくお願いします。

◎課長

他にございますでしょうか。

特に無いようなので、それでは、最後に、(4) 景観審議会及び委員の改選について説明させていただきます。

◎事務局

報告(4)、最後の報告事項でございますが、「景観審議会及び委員の改選について」を報告いたします。改めての、ご確認でございますが、「景観審議会」は、資料4の「千曲市美しいまちづくり景観条例」の第5条のなかで位置付けられております。そして、「景観審議会」の任務としては、条例の第29条にありますように「審議会は、景観計画その他景観に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議するものとする。」とされており、その中の「景観計画その他景観に関する事項」につきましては、資料1の(4)の②のとおりでございます。これらの事項について、ご審議いただくことになっております。

また、任期につきましては、条例第31条において「委員の任期は、2年とする。ただし、

補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」となっております。市長の挨拶や報告（1）でも申し上げましたとおり、この2年間、ご審議いただく案件が無いまま本日を迎えましたので、2年間の報告をもちまして本審議会の総括とさせていただいた次第でございます。今後であります、できることならば、このまま皆様のご再任のご了承を頂ければありがたいのですが、しかしながら、委員の皆様方や各団体の御都合もあろうかと存じますので、学識経験者の先生の皆様には後日改めてお願いするとともに、関係民間団体からの推薦委員の皆様方には所属団体長宛てに改めて推薦依頼をお願いしたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、公募委員さんにつきましては、後日ご再任の意向をお聞きするため、個別にご連絡させて頂きたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

◎課長

ただいまの説明で何かご質問やご意見がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは無いようなので、以上で報告事項については終了いたしました。

続いて、日程4、その他についてであります、事務局からは特にございませんが、委員の皆様から何かございましたら、宜しく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の日程がすべて終了いたしました。これをもちまして、第3千曲市景観審議会を閉会といたします。委員のみなさん、たいへんお疲れ様でした。